

亀山市告示第44号

亀山市浄化槽整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市浄化槽整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市浄化槽整備事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第3条第2項の規定により補助対象地域とした区域以外の補助対象地域に補助対象浄化槽を設置した者にあつては、当該設置が汚水処理未普及解消につながるものである者に限る。

第6条第1項第2号中「前号の区域において補助対象浄化槽を設置した場合（前号に掲げる場合を除く。）及び前号以外の区域において補助対象浄化槽を設置し、かつ、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を廃止した」を「次のアからエまでに掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 前号に掲げる場合以外の場合で前号の区域において補助対象浄化槽を設置したとき。

イ 前号の区域以外の区域において補助対象浄化槽を設置し、かつ、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を廃止したとき。

ウ 災害に伴い必要となった家屋の建て替えに伴い補助対象浄化槽を設置したとき。

エ 災害に伴い故障した浄化槽を更新し、又は改築したとき（更新し、又は改築した後の浄化槽が補助対象浄化槽であるときに限る。）。

第11条第1項第3号中「浄化槽法定検査依頼書」を「法第7条及び第11条の規定による法定検査の検査依頼書」に改める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。